

信託会社が信託財産として所有する登録社債等の登録方法等に関する命令（平成十三年内閣府・法務省令第一号）

改正案

現行

<p>（対象となる登録）</p> <p>第一条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十条第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令・法務省令で定める登録は、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項に規定する登録とする。</p> <p>（信託財産である旨を明示する方法）</p> <p>第二条 信託業法第三十条第一項に規定する信託財産である旨の明示は、登録社債等（同項に規定する登録社債等をいう。以下同じ。）に係る社債登録簿の社債権者（社債以外の登録社債等の所有者を含む。）の氏名欄において、当該登録社債等を所有する信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する場合にあつては、信託業務を営む金融機関とする。以下同じ。）の商号に信託財産である旨を示す次に掲げる文字のいずれかを併せて記載する方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>（対象となる登録）</p> <p>第一条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十条第二項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令・法務省令で定める登録は、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項に規定する登録とする。</p> <p>（信託財産である旨を明示する方法）</p> <p>第二条 信託業法第三十条第二項に規定する信託財産である旨の明示は、登録社債等（同項に規定する登録社債等をいう。以下同じ。）に係る社債登録簿の社債権者（社債以外の登録社債等の所有者を含む。）の氏名欄において、当該登録社債等を所有する信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第一項において準用する場合にあつては、信託業務を営む金融機関とする。以下同じ。）の商号に信託財産である旨を示す次に掲げる文字のいずれかを併せて記載する方法により行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p>
--	--

改正案

現行

<p>（振替機関への通知事項）</p> <p>第三条 法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）次に掲げる事項</p> <p>イ チ （略）</p> <p>ウ 当該振替社債が会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）（第二条第三項第十七号に規定する信託社債であるときは、当該振替社債についての信託を特定するために必要な事項）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 前項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、法第百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号下中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項（第一号ト、リ及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（振替機関への通知事項）</p> <p>第三条 法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）次に掲げる事項</p> <p>イ チ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 前項（第二号を除く。）の規定は、法第百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号下中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項（第一号ト及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と読み替えるものとする。</p>
---	---

4 第一項（第一号リを除く。）の規定は、法第百十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

5 第一項（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十八条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 第一項（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百二十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

7 9（略）
10 第一項の規定は、法第百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する

4 第一項の規定は、法第百十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

5 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百十八条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百二十条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

7 9（略）
10 第一項の規定は、法第百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する

債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号子中「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同号リ中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であつて、信託財産のために発行するもの」と、同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。

11 (略)

附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項（第一号を除く。）の」とあるのは「第一項（第一号及び第二号を除く。）の」と、準用する。とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第五項中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十条第二項において準用する法附則第十

債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号子中「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。

11 (略)

附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項（第一号を除く。）の」とあるのは「第一項（第二号を除く。）の」と、準用する。とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第五項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項の

七条第一項の同意に係る特例特定社債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

6 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

7
10 (略)

同意に係る特例特定社債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

6 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

7
10 (略)

改正案

現行

<p>(申立ての手続)</p> <p>第一条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号。以下「令」という。）第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に信託業法（以下「法」という。）第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、法第二条第二項に規定する信託会社（令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定するものを除く。以下同じ。）法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は法第五十二条第一項に規定する承認事業者の場合にあつては本店等（令第十二条第一項第一号に規定する本店等という。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定する信託会社又は法第二条第六項に規定する外国信託会社の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p>	<p>(申立ての手続)</p> <p>第一条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号。以下「令」という。）第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に信託業法（以下「法」という。）第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、法第二条第二項に規定する信託会社（令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定するものを除く。以下同じ。）又は法第五十二条第一項に規定する承認事業者の場合にあつては本店等（令第十二条第一項第一号に規定する本店等という。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定する信託会社又は法第二条第六項に規定する外国信託会社の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p>
<p>(申出の手続)</p> <p>第二条 令第十一条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官又は法第二条第二項に規定する信託会社、法第五十条の二第二項の登録を受けた者若しくは法第五十二条第一項に規定する承認事業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(申出の手続)</p> <p>第二条 令第十一条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官又は法第二条第二項に規定する信託会社若しくは法第五十二条第一項に規定する承認事業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p>
<p>(仮配当表)</p> <p>第三条 令第十一条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第十一条第四項の</p>	<p>(仮配当表)</p> <p>第三条 令第十一条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第十一条第四項の</p>

命令により同条第三項の契約に基づき信託会社等（法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は第五十二条第一項に規定する承認事業者をいう。以下同じ。）のために法第十一条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託会社等を含む。次条第二項及び第七条において同じ。）に通知しなければならない。

命令により同条第三項の契約に基づき信託会社等（法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は第五十二条第一項に規定する承認事業者をいう。以下同じ。）のために法第十一条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託会社等を含む。次条第二項及び第七条において同じ。）に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、信託業務を営む金融機関（令第十五条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の場合にあつては本店等（令第七条第一項第一号に規定する本店等をいう。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第十五条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>（仮配当表）</p> <p>第三条 令第六条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき法第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）のために法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託兼営金融機関を含む。次条第二項及び第七条において同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>（配当の実施）</p>	<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、信託業務を営む金融機関（令第十五条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の場合にあつては本店等（令第七条第一項第一号に規定する本店等をいう。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第十五条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>（仮配当表）</p> <p>第三条 令第六条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき法第一条第一項の認可を受けた金融機関（「信託兼営金融機関」という。以下同じ。）のために法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託兼営金融機関を含む。次条第二項及び第七条において同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>（配当の実施）</p>

第十条 信託兼営金融機関に係る営業保証金のうちに、法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を当該信託兼営金融機関と締結している者が供託した営業保証金がある場合には、金融庁長官等は、まず当該信託兼営金融機関が供託した営業保証金につき配当を実施しなければならない。

(配当の手続)

第十一条 金融庁長官等は、配当の実施のため、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項の適用については、令第六条第六項に規定する期間を経過した時に、法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利の実行があったものとする。

3 金融庁長官等は、第一項の手続をしたときは、様式第三による通知書に、支払委託書の写しを添付して、信託兼営金融機関に送付しなければならない。

第十条 信託兼営金融機関に係る営業保証金のうちに、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を当該信託兼営金融機関と締結している者が供託した営業保証金がある場合には、金融庁長官等は、まず当該信託兼営金融機関が供託した営業保証金につき配当を実施しなければならない。

(配当の手続)

第十一条 金融庁長官等は、配当の実施のため、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第八項の適用については、令第六条第六項に規定する期間を経過した時に、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利の実行があったものとする。

3 金融庁長官等は、第一項の手続をしたときは、様式第三による通知書に、支払委託書の写しを添付して、信託兼営金融機関に送付しなければならない。

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第十八条第二項に掲げる規定の内閣府令・法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>（信託証書の記載又は記録事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（電子署名）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>一 法第十九条第三項</p> <p>二 法第五十三条第四項</p> <p>2 （略）</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第四条 （略）</p>	<p>（物上担保）</p> <p>第一条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第四条第十五号に規定する内閣府令・法務省令で定める物上担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第四条第一号から第二号ノ二にまでに掲げる質以外の質譲渡担保</p> <p>二 譲渡担保</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第二条 法第十八条第二項に掲げる規定の内閣府令・法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>（信託証書の記載又は記録事項）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（電子署名）</p> <p>第四条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>一 法第十九条第三項</p> <p>二 法第一百一条第四項</p> <p>2 （略）</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第五条 （略）</p>

(電磁的方法)

第五条 (略)

(社債原簿の写しの提出方法)

第六条 (略)

(電磁的方法)

第六条 (略)

(社債原簿の写しの提出方法)

第七条 (略)